

フリーランスの社会保険・税金カレンダー

2027
年版

1年でいつ何が来るかを、1枚に。

※ 納期・期数はお住まいの自治体で異なります。この表は目安です。正確な期日は必ずお住まいの自治体・所轄の窓口でご確認ください。

1月	確定申告の準備を始める 1年分の領収書・帳簿を確認	社会保険料控除を最大化する方法
2月	国民年金の前納を申し込むなら2月末まで 2年前納(4月開始)の申出書は必着	付加年金は月400円で年金が増える
3月	確定申告 3/15(月)まで／消費税 3/31(水)まで 青色申告の承認申請も3/15まで	確定申告で社会保険料控除を最大化
4月	国民年金の納付書が届く（月17,920円→18,290円） 国保の軽減判定基準日も4/1。この月から均等割5割軽減が高校生年代まで広がる	国保の減免・軽減を完全解説
5月	国保・年金の負担を見直す時期 年間いくら払うかが確定する	年収別 社会保険の完全マップ
6月	住民税の納税通知書が届くころ 前年の所得に対する後払い	退職前チェックリスト
7月	国民健康保険料の納入通知書が届くころ 期数・納期限は自治体差が大きい。予定納税の第1期（税務署から通知が来た人だけ）	国保料 全国主要都市ランキング
8月	払えないと感じたら早めに相談 滞納する前に打てる手がある。この月から高額療養費の所得区分が細かく分かれる。個人事業税の第1期（東京都は8月末。所得が290万円を超える人）	国保が払えない時の対処法
9月	下半期の社会保険を見直す 国保のままでいいかを再検討	任意継続・国保・扶養の選び方
10月	国民年金の控除証明書が届く 1～9月に納めた人へ。電子は10月中旬～下旬、郵送は10月下旬～11月上旬。確定申告まで保管	社会保険料控除の出し方
11月	今年の所得の着地を見込む 翌年の国保料と住民税がここで決まる。予定納税と個人事業税の第2期もこの月	節税しても国保は下がらない理由
12月	年内にやるべき支払いを済ませる 国民年金の前納・小規模企業共済・iDeCoは年内の引き落としまで	法人化で税金と社保はどう変わる

日付ではなく「いつまで」で決まるもの

高額療養費の申請	診療を受けた月の翌月1日から2年
国民年金の免除・納付猶予	申請時点から2年1ヶ月前まで遡れる
非自発的失業者の国保軽減	離職日の翌日が属する年度の翌年度末まで
産前産後の国保軽減	出産予定日の6ヶ月前から届出できる

2027年に変わる こと

2027年4月

国保の均等割5割軽減が高校生年代まで広がる

2026年5月29日成立の改正。これまで本体保険料の軽減は未就学児だけだった

2027年4月

国民年金保険料が月17,920円から18,290円になる

2年前納を申し込むなら2月末まで

2027年8月

高額療養費の所得区分が細かく分かれる

上の区分ほど自己負担の上限が上がる。年間上限の仕組みも入る

2027年分の所得から

復興特別所得税が2.1%から1.1%に下がり、防衛特別所得税1%が新設される

令和8年法律第12号。申告するのは2028年の春